

# 「CCTA」「CCA」認定者 行動規範

一般社団法人 仮想通貨税務研究協会（CTRA）

前文（協会認定資格「CCTA」「CCA」とその制度について）

## 1. 一般社団法人 仮想通貨税務研究協会

一般社団法人仮想通貨税務研究協会(以下、「協会」という。)は、国税OB・精通する税理士・プライベートバンカーとして第一線で活躍する経験豊富な講師陣による、エビデンスに基づいた仮想通貨の知識・会計処理・税務処理についての情報を提供し、知識や実技検定を実施し、認定を行う。協会は専門知識を有する仮想通貨の会計並びに税務の提供者「CCTA」「CCA」の資格を通じ、誰もが安心して仮想通貨取引の納税ができ、仮想通貨取引の健全な発展を実現できる社会の実現を目的として設立された。

## 2.協会認定資格「CCTA」「CCA」の呼称等の使用

協会認定資格は、協会が実施する試験を受験し、一定水準の結果を収めることで、協会認定「CCTA」「CCA」として活動することができる。下記3に示す通り、協会が定めるそれぞれの資格に必要な知識水準や実践力を認定するは仮想通貨税務研究協会や「CTRA」のロゴマーク、呼称等を使用することができる。

## 3. 資格の種類

「CCTA」「CCA」は知識量や実技能力により、次の2種類に分類する。

### ◆「CCTA」

税理士に限定された認定資格。

仮想通貨に関する全般の知識、会計処理、税務申告まですることが出来る。

また、納税者の求めに応じ、会計処理、税務についての相談に応じることが出来る。

### ◆「CCA」

会計事務所・税理士事務所の職員・一般の方に限定された認定資格。

・会計事務所・税理士事務所の職員

仮想通貨に関する全般の知識、会計処理、並びに税理士補助業務として税務申告まですることが出来る。

・一般の方

仮想通貨に関する全般の知識、会計処理、税務処理が分かる。

※税理士業務（税務申告・税務相談）は、有償・無償を問わず、税理士又は税理士法人以外の者が行うことはできません。

## 一般社団法人 仮想通貨税務研究協会認定資格（「CCTA」「CCA」）取得者行動規範

### 第1条(認定資格取得者の行動指針)

認定資格取得者（以下、「有資格者」といいます。）は、仮想通貨税務研究協会が目指す「誰もが安心して仮想通貨取引の公正な納税ができ、仮想通貨取引の健全な発展を実現できる社会の実現」という認定資格の行動指針を理解し、遵守しなければならない。

### 第2条(入会金および年会費の支払い義務)

有資格者は、教材・試験料及び毎年定める年会費を納めなければならない。  
ただし、税理士法人もしくは個人会計事務所の登録の無い単独で職員が受験する「CCA」は年会費の納入は必要ないものとする。

### 第3条(禁止行為)

有資格者は、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為
- (2) 第三者の財産、肖像権、プライバシー等を侵害する行為
- (3) 第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 犯罪的行為に加担し、又はこれを促進する行為
- (5) 信用を損なうような行為
- (6) 認定資格を表示して、税理士法第52条で禁止されている行為
  
- (7) 認定資格を表示若しくは利用して、又は認定資格のネットワークを利用して、政治・宗教に関わる勧誘、連鎖販売取引及びこれに類似する勧誘を行う行為
- (8) 提供される情報を改ざんする行為
- (9) 運営するウェブサイト有害なコンピュータープログラム等を送信又は書き込む行為
- (10) その他、法令に違反する行為
- (11) その他、不適切と判断する行為
- (12) 前各号の何れかに該当する恐れがあるものと、判断する行為

### 第4条（著作権・呼称の保護）

1. 以下に定義する著作物に関する著作権、ノウハウその他一切の知的財産権は、すべて協会に帰属するものとする。

- (1) 協会が発行した写真、映像や書籍
- (2) 協会を通じて考案・認定したサービスや商品
- (3) 上記(2)に付帯する写真や動画など。

2. 認定資格の有資格者でない者が認定資格者と名乗って活動していたり、協会や「CCTA」のロゴ等著

作物を使用していることを発見、認識したりした場合には、協会に通知しなければならない。

#### 第5条(退会)

有資格者が以下のいずれかに該当する場合には、協会の認定資格を喪失し、自動的に協会を退会したものとみなす。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反し、協会が除名を決定した場合
- (2) 所定の手続きに従い退会希望月の3ヶ月前に退会を申し出た場合
- (3) 所定の年会費を、3ヶ月以上滞納した場合

#### 第6条(本規則の変更)

一ヶ月間の事前通知を協会公式ホームページ上で行うことにより、本規則を随時変更することができるものとする。かかる期間はウェブサイト上にその旨を掲載した日から起算するものとし、期間の満了により全ての会員・有資格者が本規則の改定を了承したものとみなす。

#### 第7条(紛争解決)

協会と会員間、及び有資格者間の紛争等が生じた場合はお互いに誠実に協議するものとし、協議でも解決しない場合は裁判に移行することとし、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

(平成30年2月20日制定)

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-10-6BIZ SMART 神田

一般社団法人 仮想通貨税務研究協会

電話：03-6667-4125